

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 安藤 弘司			4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
9 山崎 幸一		11 渡辺 健一	12 中原 秋美
13 井上 豊	14 秋葉 宏之	15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央		19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
21 羽田 雄一	22 三澤 実	23 藤井 和人	24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
2 佐藤 輝美 3 松橋 聡 10 久保 拓也			
18 追永 直哉			
6. 事務局			
事務局長 宮本 則幸 主 事 野村 亮太			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和6年第1回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、21名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により本日の議事録署名委員は、16番 松田委員及び17番 島田委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和5年12月21日に開催されました令和5年第12回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>12月25日(月)、湧別町農協本所において農用地あっせん会議が開催され、これに松下委員、北谷委員が出席しております。</p> <p>1月7日(日)、文化センターさざ波において令和6年20歳の集いが開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>1月17日(水)、北見市においてオホーツク管内農業委員会会長・事務局長会議が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>1月19日(金)、湧別町農協芭露支所において農用地あっせん会議が開催され、これに佐藤委員、井上豊委員が出席しております。</p> <p>1月22日(月)、札幌市において全道農業者年金研究会が開催され、これに吉村会長、安藤委員、北谷委員、井上靖委員、井上豊委員、秋葉委員、松田委員が出席しております。</p> <p>1月23日(火)、札幌市において農業委員会強化研修会が開催さ</p>

事務局	<p>れ、これに吉村会長、安藤委員、井上靖委員、井上豊委員、秋葉委員、松田委員、澤口委員が出席しております。</p> <p>1月24日(水)、札幌市において女性委員活動強化研修会が開催され、これに澤口委員、中原委員が出席しております。</p> <p>本日、令和6年第1回湧別町農業委員会総会を開催致しております。以上、活動状況の報告と致します。</p>
議長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めらるるものであります。本総会において1件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の3ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定をした者、南幌町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、錦町、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は錦町●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は19,779㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年12月25日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第1号の議案についての質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号について採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、本案は原案の通り可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が2件、賃借権が11件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、旭、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●外計17筆で合計面積は235,386㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和6年1月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年4月12日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、19,303,000円でございます。</p> <p>(別冊資料1・2ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、旭、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●外計22筆で合計面積は238,168㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和6年1月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年4月12日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、17,173,000円でございます。</p> <p>(別冊資料3・4ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の6ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、南幌町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、緑町、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、錦町●●番●外計3筆で合計面積は19,779㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は</p>

事務局

賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年1月31日から令和16年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は118,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、錦町、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、錦町●●番●外計4筆で合計面積は9,878㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年1月31日から令和16年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は59,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、緑町、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●外計34筆で合計面積は373,455.23㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年1月31日から令和16年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は1,493,000円でございます。

(別冊資料7～12ページにより位置説明)

続きまして議案書の7ページをご覧ください。番号4番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、緑町、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●で面積は5,123㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年1月31日から令和16年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は20,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●の内外計2筆で合計面積は2,540㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年1月31日から令

事務局

和16年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は10,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、西芭露、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計5筆で合計面積は54,224㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年1月31日から令和16年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は216,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

続きまして番号7番、利用権の設定をする者は、西芭露、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、西芭露、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計8筆で合計面積は43,244㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年1月31日から令和16年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は167,000円でございます。

(別冊資料16・17ページにより位置説明)

続きまして番号8番、利用権の設定をする者は、旭、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、旭●●番●外計4筆で合計面積は16,773㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年1月31日から令和16年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は75,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして番号9番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は31,115㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年1月31日から令和11年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は150,000円でございます。

<p>事務局</p>	<p>(別冊資料19ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号10番、利用権の設定をする者は、錦町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、旭●●番●の内外計2筆で合計面積は166,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年1月31日から令和11年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は166,000円でございます。</p> <p>(別冊資料20ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の8ページをご覧ください。番号11番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●外計4筆で合計面積は20,474㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和6年1月31日から令和16年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は143,000円でございます。</p> <p>(別冊資料21ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第2号の質疑を行います。先に●ページ●番・●番そして●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから●ページ●番・●番そして●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第2号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	(なしとの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>本総会に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和6年第1回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会 13時50分</p> <p>この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>